

伊場訴訟から学んだこと

椎 名 慎太郎

伊場訴訟のことはさまざまな機会に書いているし、最近出た『文化財保存70年の歴史』（文化財保存全国協議会編・新泉社刊）でもこれについて概説を書いている。2010年に本誌に書いた「私の文化財保護法研究のあゆみ」中でも、自分がこれに関わった経過にふれている。それでも、私が法学研究者として何十年か仕事をしてきた原点はここにあるとしみじみと思う。創刊号以来寄稿を続けてきた本誌の終刊号にもこれについて書いてみたい。

伊場遺跡の概要

伊場遺跡は浜松駅の西2キロほどのJRの線路に近い場所にあった弥生時代から平安時代にわたる複合遺跡である。遺跡は大溝と呼ばれる運河の跡と思われる遺構をはさんで、東側の弥生時代に掘られた三条の環濠で囲まれた部分と、西側の、古墳時代から律令時代にわたる住居跡群に分けられる。この遺跡で1949年に最初に発見されたのは東の弥生時代の部分で、この一部が1954年に静岡県指定史跡になっている。実は、この遺跡で注目されるのは、むしろ開発を前提として行われた発掘で具体的内容が明らかになった西側の律令時代遺跡で、ここからは1960年代当時畿内以外ではあまり発見されなかった木簡がかなり出土している。開発に伴う何次かの発掘調査の成果によって、その重要性が全国の学者の間で広く認識されていった。

保存運動と訴訟

1967年に報じられた「伊場遺跡をつぶして国鉄貨物駅・浜松市が売却を計画」という新聞報道を契機に地元の研究団体である遠江考古学研究会が開始した保存運動は、全国の文化財保護団体や歴史愛好家などに広がり、全国組織である「伊場遺跡を守る会」には著名な歴史・考古学者が名を連ねた。だが、開発側は何があろうと予定通り遺跡を破壊して、そこに当時の浜松駅近傍にあった貨物駅を移転させ、その跡地を高層商業ビルなどに利用するという計画を推進した。そして、1973年12月に静岡県教委は、県史跡の指定を全面解除した。それまでも、そしてこの後も、いったん史跡に指定して恒久的に保存することになった史跡を全面解除して開発に供するという事例はない。この極めて異例というべき措置に、保存運動側は異議申立てを経て、史跡指定解除処分を取消訴訟で争うことを決意した。1974年7月のことである。

訴訟への協力

私が文化財保護法研究に着手したのは1975年ごろ、最初の成果である『精説文化財保護法』（新日本法規）を世に出したのが1977年夏のことだった。伊場遺跡保存運動を支援していた文化財保存全国協議会に加わっていた私は、法律問題の専門家として伊場訴訟に協力することになった。それまで研究対象としてだけ訴訟に興味をもっていた私にとって、現実の訴訟に取り組む経験は新鮮であったし、理論だけでは済まない実務の困難さを教えられる機会でもあった。

私が訴訟に関与し始めて1年ほど経過した1979年3月に静岡地裁で第一審判決が出た。原告らにはこの処分を争う適格がないという、被告静岡県教委側の主張を全面的に認めるものだった。

東京高裁での控訴審となると、支援者は公判の度に浜松とその周辺から上京しなければならず、争点が明らかにされていく前半では、準備書面の提出とそれに対する相手側の対応が打ち合わされ、短いときには数分で「では次回の日程」ということになってしまう。弁護士さん達と法律専門の私は、日比谷公園

のテニスコートの観客席に座った支援者に、その日のやりとりの意味や、こちらがどんな主張をしているのかを説明して、なんとか裁判闘争の意義を分ってもらうことにしていた。

一審でも控訴審でも、被告側が唯一の反論とする原告適格に関する争点だけでなく、伊場遺跡の重要性と保存の必要性を、ともすれば被告側に傾く裁判長の訴訟指揮をかいくぐって主張していった。原告適格論については、私が行政法の専門だということで、控訴審段階では弁護団に依頼されて2本の準備書面を書いている。だが、この壁は固く、1983年5月の控訴審判決もほぼ同じ論理で控訴棄却となった。

原告弁護団は直ちに上告し、最高裁で弁論を開かせるべく、上告趣意書の補充書を準備して提出することになった。この段階で私は本学の教員となり、甲府に居を構えていたが、ほぼ毎月夕刻から浜松で行われる原告弁護団会議に出席するために、1983年6月から補充書のまとまった1984年11月まで、身延線と東海道線を乗り継いで浜松に通った。弁護士さんにも交通費程度しか払えない状況だったから、交通費等はすべて自腹である。会議が終わった後は原告の一人である山村宏さんのお宅に泊めていただいて、翌朝帰路につくのが恒例となった。いつだったか、翌朝の授業が早いということで、身延線の一番電車に乗るために、まだ暗い東名高速を山村さんの運転する車で駆け抜けた記憶がある。元気いっぱいだった山村さんが、1989年6月に出た最高裁判決の1ヶ月後に病没するとは、まったく予想もしていなかった。

原告適格論

この訴訟で苦勞して論理化を図った原告適格論については、いまでも十分説得的な構成が思いつかない。不運なことに、この訴訟の第一審判決の1年前に、最高裁が主婦連ジュース事件において原告適格に関する判決を出していた。これは広く一般消費者に関係するジュースの品質表示に関する景表法に基づく公正競争規約の認定という処分を、主婦連とその役員が違法であるとして争った

訴訟である。利害状況としては、ほぼ全国民に共通する利益を原告らが母親ないし主婦の代表であるとして争ったものだ。これと、地域的に限定された具体的遺跡、それも原告らが研究対象として日常的に現地を訪れ、保護に心をくだしているという、伊場訴訟の場合とは利害状況はかなり違うと私たちは考えている。

だが、当時の行訴法9条（現行法9条1項）にいう「法律上の利益」の解釈上は、どちらも個別具体性がないとして訴えを却下された。この問題については、あちこちに書いた判例評釈のほか、「環境行政訴訟における原告適格論の再検討」（山梨学院大学『法学論集』54号2005年）、「環境行政訴訟の原告適格再論－2004年行訴法改正は不十分である」（本誌6号2011年）で細かく論じている。

後者では、最終的に利害関係者の手続的参加権のような構成が手掛かりになるのではないかという提言をしているが、それで問題が解決するかどうかなお自信がない。

ただし、この訴訟のなかであれこれと工夫をした原告適格論については、法科大学院の行政法の講義はもちろん、さまざまな形で答案練習の問題に組み込んで学生諸君を鍛えた記憶がある。この訴訟から学んだことは本当に多かったと思う。